

# 福祉はぐくみ企業年金基金

## 事業所加入条件に係る内部規程

福祉はぐくみ企業年金基金（以下、「基金」といいます。）は、事業所の従業員様の福祉の向上に寄与することを目的に設立された企業年金基金です。新たに基金に加入を希望する事業主様の加入促進（勧誘）・受付におかれましては、従業員の皆様の将来の資産形成を支援するべく、下記の加入ポリシーを遵守いただきますよう、お願い申し上げます。

### （加入条件）

第1条 基金にご加入する事業所は、以下の条件を満たすものとします。

- (1) 関連法規（民法／税法／労働法／年金関連法等）及び基金規約を遵守すること
- (2) 加入申込日の前日から起算して過去3年において、年金関連法令及び労働関係法令違反により送検されていないこと
- (3) 加入申込日の前日から起算して過去1年において、厚生年金保険料の納付を滞納していないこと
- (4) 加入申込日の前2事業年度において債務超過でないこと
- (5) 毎月の掛金は口座振替にて納付するものとし、残高不足等で口座振替ができなかった場合は、基金が定める日時までに基金指定口座に振り込むこと
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業並びにパチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業を行っていないこと
- (7) 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給せず、又は便宜を供与しないなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力をせず、若しくは関与していないこと
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (12) 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行っていない又は行う恐れがある団体等に属していないこと
- (13) その他、基金が各種手続きの確認や書類の提出を求める際はすみやかに応じること

(従業員を主眼とした制度である)

第2条 制度加入時(及び、制度導入以後、採用された従業員)には、従業員(使用人兼務役員を含みます。)への企業年金制度の説明及び、加入希望の取付けを徹底すること。また、法人の前払退職金規程に定める、2回目以降の加入機会においても、法人は同様の義務を履行すること。

2. 制度加入時において、役員のための法人にあっては、基金は制度加入を認めることはありません。

(第2基準給与の取扱い)

第3条 第2基準給与の額は、同条件下において上限と下限の範囲を20倍以内に収めるものとします。

2. 第2基準給与の額の相違は、勤続年数、年齢及び職種など、客観的な基準に基づくものに限るものとし、これ以外の基準に基づく相違は不当に差別的な取扱いとして認められません。
3. 短時間・有期雇用労働者(以下、「非正規労働者」といいます。)に対する不合理な取扱いは認められません。
4. 非正規労働者であることを理由に、第2基準給与の支給対象者から除くことは認められません。

(書類の提出)

第4条 基金は加入を希望する事業所に対し、債務超過ではないことの公的な証明書の提出を求める場合があります。

2. 加入申込日の前3か月以内に発行された「保険料納入告知額・領収証書」のご提出が必要です。

(制度の理解)

第5条 加入事業所は、基金の制度内容を正しく理解し、適切な運営を行わなければなりません。

2. 加入事業所は、基金規約及び基金に係る取扱い規程(前払い退職金規程を含む)を照らし合わせた制度運営を行わなければなりません。

(改正)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合、事業主及び加入者の承諾を得ることなく、本ポリシーの内容を変更すること(本ポリシーに新たな内容を追加することを含む。)ができるものとします。

- (1) ポリシーの変更が、基金制度の運営の利益に適合するとき

3. ポリシーの変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(規程違反が認められたとき)

第7条 加入事業所が、当規程の定めに違反したことが基金に認められた場合の対処について、次のとおり定める。

(1) 指導

事業所運営改善を行うため、該当事業所に対し、基金事務局が改善指導を実施する。

(2) 理事会への報告

指導ののち、該当事業所の運営に改善が見られないと基金事務局が判断した場合、理事会への報告を実施する。

(3) 是正勧告

前号にて理事会での改善命令がなされた場合にあっては、決議に従い、違反のあった事業所に対し、理事会の命をもって、是正勧告を実施する。

なお、是正勧告を受けた事業所にあっては、是正勧告を受けた日から起算し、14日以内に、基金へ事業所運営の改善に係る再発防止策を提出し、以後徹底すること。

## 附 則

本規程は2023年10月1日から施行します。